

池田市立石橋南小学校PTA規約

第1章 名称および所在

第1条 本会の名称は池田市立石橋南小学校PTAとし、事務所を石橋南小学校におきます。

第2章 目的

第2条 本会は父母または保護者と教職員が協力して、学校教育の向上をはかり、児童の幸福を増進することを目的とし、つぎの活動を行います。

1. 家庭と学校の緊密な連絡のもと、学校の教育環境の整備を促進します。
2. 会員の成人教育をさかんにし、相互の親睦と研修をはかります。

第3章 方針

第3条 本会は次の方針によって活動します。

1. よき父母（保護者）よき教師となるようにつとめます。
2. 学校と家庭の協調により、活発なプログラムを展開します。
3. 環境の改善浄化につとめます。
4. 児童の教育、安全、福祉のため、他の団体機関とも協力します。
5. いかなる団体や機関の支配をうけず、また支配をしません。
6. 学校教育に対する協力はしても、干渉はしません。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校児童の父母または保護者および教職員とします。

第5条 本会の会員はすべて会費を納めます。

第5章 会計

第6条 本会の経費は会費その他をもってあてます。

第7条 会費および会計年度は次のとおりとします。

1. 会費は月額1会員200円とします。
2. 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第8条 会計の収支に関しては、会計監査を経て、年2回会員に報告します。

第9条 役員会の承認を得れば、会員はいつでも会計簿を閲覧することができます。

第10条 会計事務を円滑にするために、会計補佐をおくことができます。

第11条 本会は必要に応じ、本会計の他に特別会計を設けることができます。

第6章 役員

第12条 本会の役員はつぎのとおりとし、これを会員の中から選びます。

1. 会長 1名 父母または保護者
2. 副会長 2名 父母または保護者より2名
3. 書記 1名 教職員
4. 会計 1名 父母または保護者

第13条 役員任期は1年とします。

第14条 役員職務はつぎのとおりとします。

1. 会長は、本会を代表し、内外一切の会務をつかさどります。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をつとめます。
3. 書記は、議事と本会の活動状況を記録するとともに、通信事務を担当します。※書記事務を円滑におこなうため、書記補をおくことができます。
4. 会計は、収支一切の会計事務を処理し、その記録領収書を保管するとともに、会計簿は常に会員の閲覧に備え、半年事に総会に報告して承認を受けます。

第15条 役員の選出は、つぎの方法によって行います。

1. PTA 会員の推薦により会長候補を選出し PTA 総会にて承認する。
2. PTA 会員の推薦により 1 年から 5 年の各学年 2 名程度を選出し、互選により役員候補者を決定する。
3. 選出された役員候補は、2 月の定期総会で過半数の支持により、役員としての承認を受けます。
4. 公職選挙法により選出された公職者および同年度他校 P T A の役員は本会の役員になることはできません。
5. 役員が任期中に欠員になった場合は、運営委員会において選考補充し、任期の残存期間その任にあたります。
6. 総会において承認決定を受けるまで、前期役員が役員の任務を代行します。

第 7 章 会計監査委員会

第16条 会計を監査するために、会計監査委員会を置き、委員長の外、1名の委員で構成します。

第17条 委員長は、原則として、昨年度会計とします。委員長は他の1名の委員を選任します。

第18条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、第8条の規定により、全会員にその結果を報告します。

第19条 委員長の任期は役員に準じます。

第 8 章 総 会

第20条 総会はつぎのとおりとします。

1. 定期総会は、会長の招集により、毎年5月および2月にひらきます。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたときにひらきます。
3. 総会では、次の事項について審議し承認を受けます。
 - (1) 年間事業計画および予算と決算
 - (2) 役員の改正
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他
4. 総会成立の定足数は家庭数の5分の1とします。

第21条 総会の決議は、出席者の過半数によって行います。ただし、規約の改正については第29条の規定によります。

第 9 章 運営委員会

第22条 運営委員は、役員、各正副委員長、教員代表1名で構成します。

第23条 運営委員会は、必要に応じて開催します。

第24条 運営委員会は次の事項を審議します。

1. 年間事業計画と予算案および決算案
2. 各委員会の立案した事業計画および事業推進に関する連絡調整
3. 総会に提出する議案、その他総括的重要事項

第 10 章 常任こども委員会

- 第 25 条 本会の活動を推進するため、各学年に常任こども委員を置きます。
1. 常任こども委員は、PTA 活動の円滑運営を図ります。
 2. 常任こども委員は、PTA 協力会員の自薦及び他薦により、学年ごとに 6 名を選出します。
- 第 26 条 本会の活動に必要な事項について調査立案および執行するためにつぎの常任こども委員会をおきます。
1. こども活動委員会 児童と保護者がかかわる仕事
 2. こども安全委員会 児童の安全確保にかかわる仕事
 3. こどもの育ち委員会 児童の心や体の健やかな育ちにかかわる仕事
 4. 各委員会は、委員長・副委員長・委員のほか、教職員で構成します。
- 第 27 条 校長および役員はすべての集会、委員会で、意見を述べることができます。

第 11 章 特別会員

- 第 28 条 本会は必要に応じ、運営委員会の承認により特別委員会を設けることができます。

第 12 章 規約の改正

- 第 29 条 規約の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができます。

第 13 章 附 則

- 第 1 条 本規約以外の必要事項については、この規約に反しない限り運営委員会において細則を定めることができます。
- 第 2 条 本規約は昭和 47 年 9 月 24 日より実施します。
- 昭和 49 年 4 月 25 日 規約改正 (幼稚園分離により)
- 昭和 50 年 5 月 24 日 規約改正 (運営委員会構成…学年代表を加える)
- 昭和 55 年 4 月 26 日 規約改正 (常任委員会構成…委員長・副委員長の互選)
(役委員選考委員会…2 月より)
- 昭和 56 年 4 月 25 日 規約改正 (常任委員会…会員相互の親睦)
- 昭和 58 年 2 月 24 日 規約改正 (総会…11 月削除、学級…学級毎に 12 名)
- 昭和 61 年 5 月 25 日 規約改正 (役員選考委員会…1 月中に、総会 3 月 4 日に)
- 平成元年 3 月 3 日 規約改正 (各種委員会の正副委員長…会長委嘱)
(教養文化委員会…統合し、学芸委員会に改称)
- 平成 4 年 3 月 6 日 規約改正 (学級委員…各学年 12 名→各学級 4 名)
- 平成 5 年 3 月 4 日 規約改正 (各種委員会の委員長は会長委嘱とし、各委員長は各種委員会の互選とする)
- 平成 12 年 3 月 4 日 規約改正 (各委員会の正副委員長は会長が委嘱する)
- 平成 14 年 3 月 4 日 規約改正 (会費の改正)
(クラス委員、学級委員の任務を改正)
(監査委員 2 名→1 名)

(役員選考委員会…12月中)

平成21年5月15日 規約改正 (ただし、1学年1クラスの場合は、6名を選出し内1名が学級副委員の役割を受け持つ)

平成22年5月18日 規約改正 (副会長…父母または保護者より男女各2名→父母または保護者より2名)

平成23年2月18日 規約改正 (書記事務を円滑におこなうために書記補をおく)
(各委員会の委員長の選出及び就任は、第15条に準じて行う→削除)

平成23年5月17日 規約改正 (PTA会員の推薦により1年から5年の各学年2名程度を選出し、互選により候補者を決定する)

(会計監査委員長の選出は、原則として昨年度会計とする)

(運営委員会は、必要に応じて開催する)

平成30年5月18日 規約改正 (PTA会員の推薦により会長候補を選出しPTA総会にて承認する。)

(クラス委員はクラスの互選によりクラス代表を決定する。(追加：
ただしクラス単位での選出ができなかった場合、学年単位での選出可とする。)

令和3年3月2日 第10章 委員会を改正

(慶弔規定)

第1条 (目的)

この規定は、本校のPTA会員および児童の事故その他に関し、取扱いを規定し、慶弔の意を表すことを目的とする。

第2条 (弔意)

1. 会員死亡のときは、金5,000円を呈し、運営委員と同じ学年会員に通知し、会長は弔問会葬する。
2. 児童死亡のときは、金10,000円を呈し、会長は弔問会葬する

第3条 (見舞)

1. 児童の校内、登下校および校外指導等における事故については、代表者これを見舞い、その程度により適当な金品を贈る。
2. 会員の公務における事故については、代表者これを見舞い、その程度により適当な金品を贈る。
3. 会員・児童が非常の災害を被りたる場合は、代表者これを見舞い、災害の状況に応じて金品を贈る。

第4条 本規定に関する経費は、PTA一般会計をもって、これにあてる。

第5条 本規定により難いときは、そのつど役員会で協議決定する。

第6条 本規定の改正は、PTA規約の主旨に反しない限り、運営委員会において行うことができる。

第7条 本規定は、昭和47年9月24日より実施する。

昭和49年4月25日 規約改正 (幼稚園分離により)

昭和51年5月25日 規約改正

昭和60年5月26日 規約改正